

令和8年度ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業について

武蔵野市では東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者に対して、ベビーシッター利用料の一部を助成します。

1. 対象となる方

- **日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方**
保護者の残業や病気、自己実現、学校行事などの理由で利用でき、保育認定の有無を問いません。
- **ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方**
ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。

2. 対象児童 **満6歳に達する年度の末日までの児童が対象です（未就学児童）。**

3. 助成期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 助成上限 **児童一人当たり年度で144時間まで**

障害児、ひとり親家庭及び多胎児の場合は、児童一人当たり年288時間まで

5. 助成内容 1時間当たり ・ **午前7時から午後10時まで：2,500円（税込）を上限に助成**
・ **午後10時から午前7時まで：3,500円（税込）を上限に助成**

※原則、未就学児童1人に対して1人のベビーシッターになります（共同保育の場合を除く）。

※**保育料以外の料金（入会金、保険料、交通費、キャンセル料等）は助成の対象外です。**

※本人の送迎は保育と一体的に行われる場合のみ対象（送迎のみの利用は対象外）となります。

※家事援助、兄弟姉妹の送迎、その他付随サービスは本事業には含まれません。

※**勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となり、割引は原則として保育料から差し引きます。**

6. 利用の流れ

- ① 東京都のベビーシッター利用支援事業等の認定事業者（裏面二次元コード参照）の中から事業者を選び、事業者と直接、利用の契約を行います。その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。
- ② ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払います。また、事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けてください。証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たしているかを確認するためのもので、市に補助金を申請する際に必要となります。
- ③ 後日、市に補助金を申請します。

7. 補助金の申請方法 次の書類を直接又は郵送で子ども育成課までご提出ください。

- <提出書類> (1)武蔵野市ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付申請書兼請求書
(2)ベビーシッター利用内訳書（別紙）
(3)ベビーシッター事業者が発行した領収証（原本）※利用明細が確認できるもの
(4)ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
(5)（該当者のみ）身体障害者手帳等の写し、医師による診断書や療育等への通所受給者証など
※(1)及び(2)は市のホームページから印刷できます。

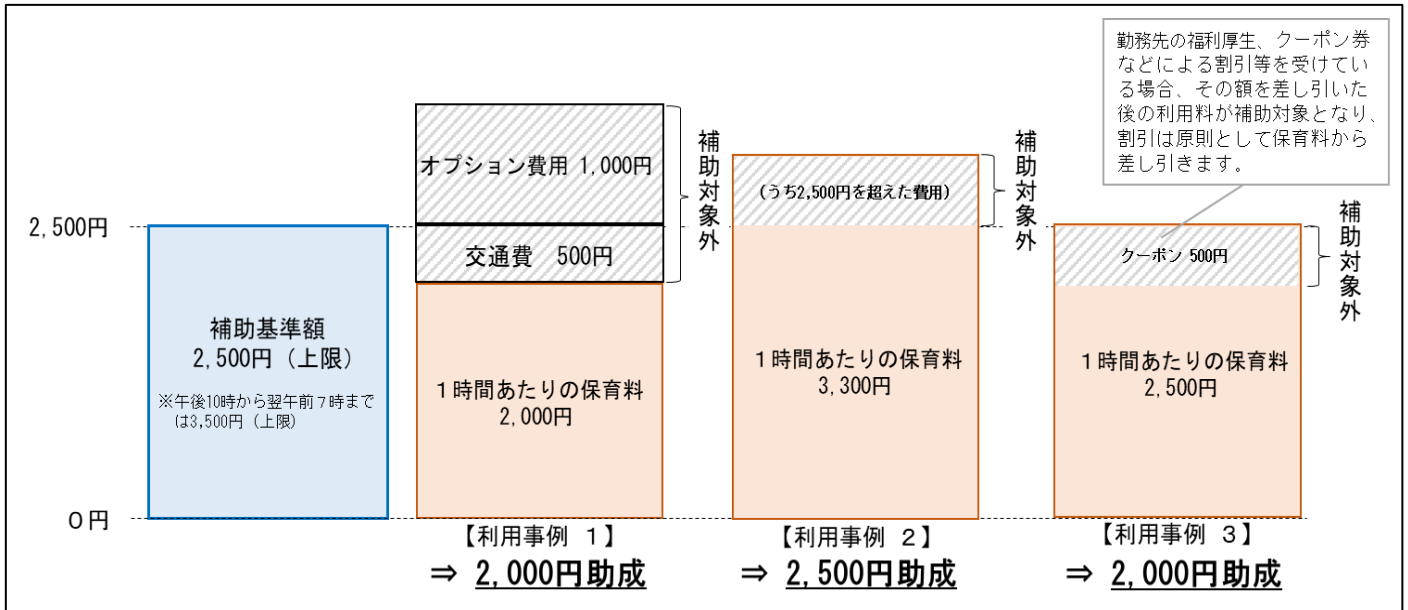
利用月	受付締切日	交付時期（予定）
4月～6月分	令和8年7月31日（金）	令和8年8月31日（月）
7月～9月分	令和8年10月30日（金）	令和8年11月30日（月）
10月～12月分	令和9年1月29日（金）	令和9年2月26日（金）
1月～3月分	令和9年4月23日（金）	令和9年5月末頃

※年度内利用分をまとめて申請することも可能ですが、**令和9年4月23日（金）が最終提出期限（必着）になります。期限後は一切申請を受け付けることができません。**領収証の発行情況等により期限に間に合わない場合は、受付締切日の1週間前までに子ども育成課までご相談ください。

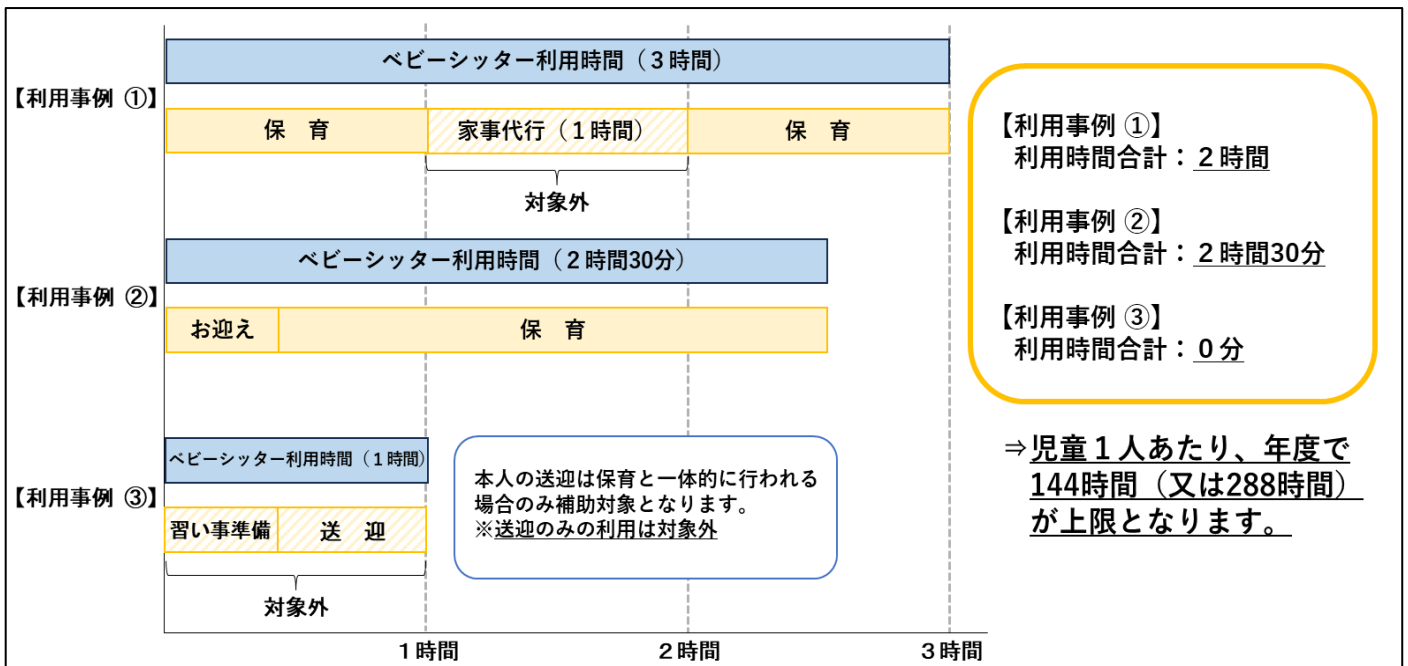
※ベビーシッターを利用するにあたり、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご一読ください。また、本事業で助成された金額は、非課税所得となります。

助成対象金額・時間 算出事例

【1時間あたりの助成金額（例）】



【助成対象時間（例）】



【共同保育について】

ベビーシッターと保護者が一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図るものです。
なお、保護者が契約において同意していること、**保護者は常に保育に関わっていることが必要**です。
保護者が家事を行っている場合や在宅勤務時間中である場合などは、保育に関わっていないため、共同保育には該当しません。

ベビーシッター利用者支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者につきましては、右記の二次元コード（東京都ホームページ）よりご確認ください。



【お問い合わせ・提出先】武蔵野市子ども家庭部子ども育成課（電話 0422-60-1843）

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

午前8時30分から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く